

# 「統合型校務支援システム」導入の事例

## 大阪市教育委員会

### 大阪市がクラウドシステムの構築により導入

(平成25年3月から31校で試験導入、平成26年度全校稼働)

- ◆職員朝礼や職員会議の開催回数を減らしたり、会議時間を短縮したりするなど校務運営を工夫。
- ◆学校ホームページの作成・更新が手軽にできるようになり、ブログ型の学校日記など日々の情報発信が可能。
- ◆効率化された時間を授業準備や子供と触れ合う時間、子供の作品やノートを見る時間、部活動指導に当たる時間を増やすという教員の声があがっている。



## 北海道教育庁

### 市町村がクラウドシステムの共同利用により導入

(平成28年4月から民間事業者サービスを市町村が共同利用、平成28年9月1日現在、38自治体 181校の小中学校で導入、平成29年 管内一斉導入)

※平成27年4月から石狩管内の4自治体28校の小・中学校で、民間ソフトウェアを導入したモデル実践を実施

年間平均換算 **116.9** 時間  
一日あたり **29** 分 の軽減!!

軽減された時間で改善されたもの

**BEST3!**



- 1位 時間外勤務(持ち帰りを含む)の減少
- 2位 授業準備(教材研究)にかける時間の増加
- 3位 子どもと向き合う時間の増加

## 中学校学習指導要領(平成29年3月改訂、平成33年度全面実施)－抜粋－

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 高等学校学習指導要領(平成21年3月改訂)－抜粋－

### 第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

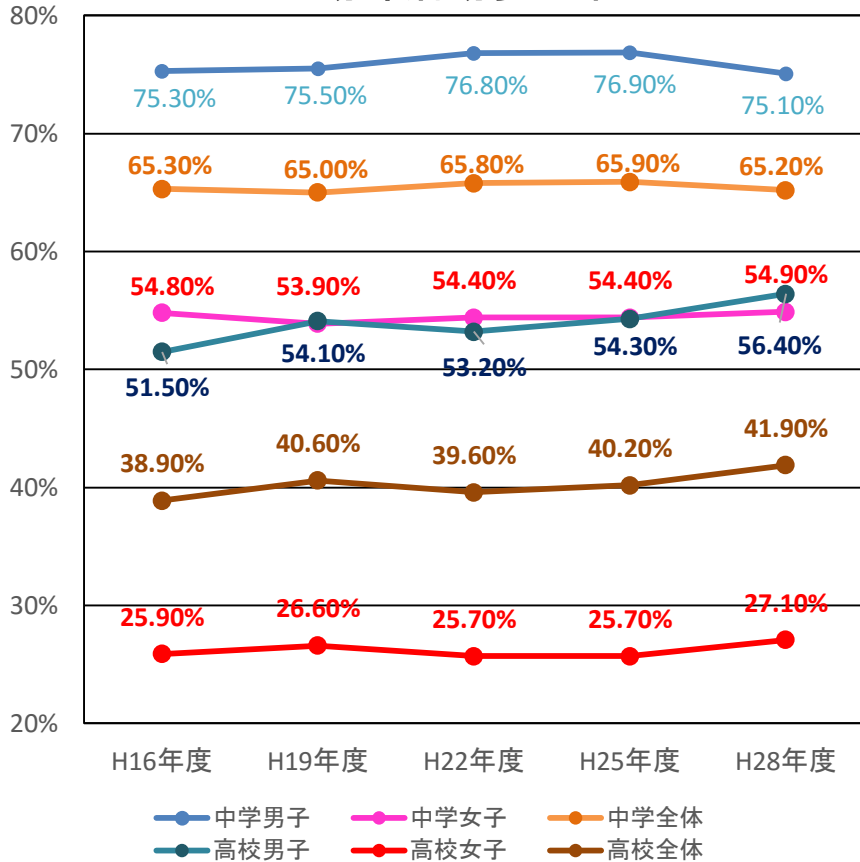
5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

# 生徒の運動部活動等への参加状況

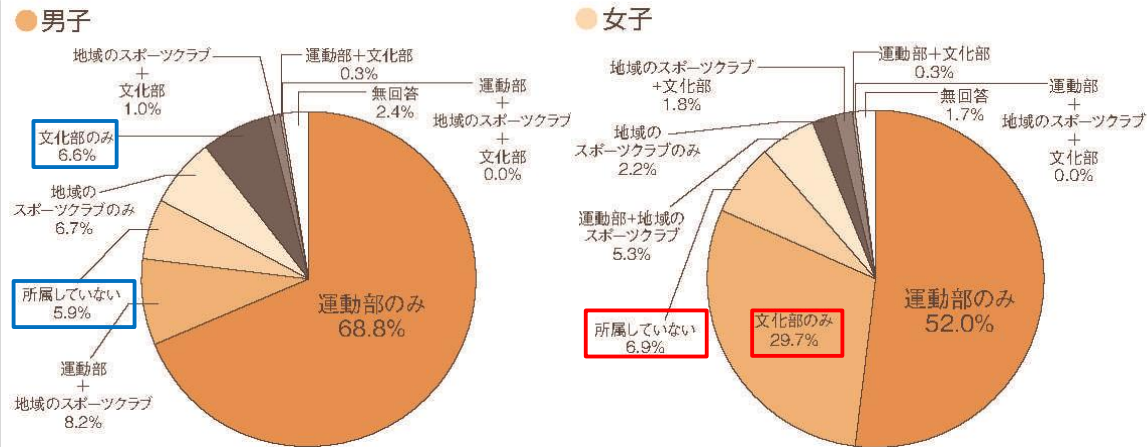
- 運動部活動等への参加率は、中学・高校ともに横ばいの傾向。
- 中学2年女子の4割弱が運動部や地域スポーツクラブに所属していない。  
一方で、それら女子の求める参加条件は「嗜好・興味」「マイペース」「適度な練習日数・時間」が挙げられている。

## 運動部活動参加率



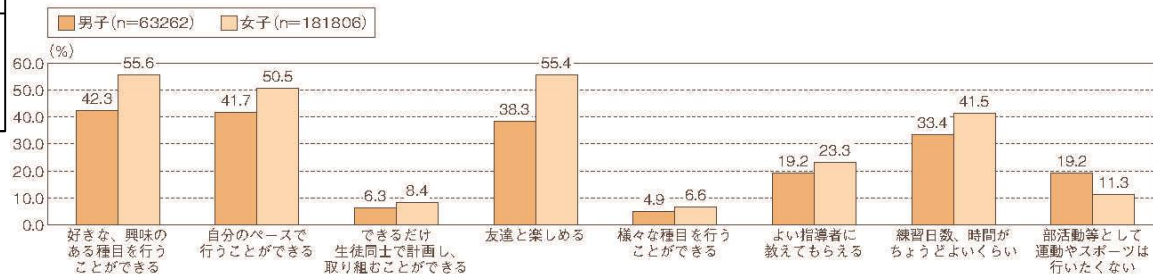
(出典) 教育基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟及び(公財)日本高等学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

## 部活動等の所属内訳(中学2年生)



(出典) スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

## 運動部等に所属しない人が求める参加条件(中学2年生)

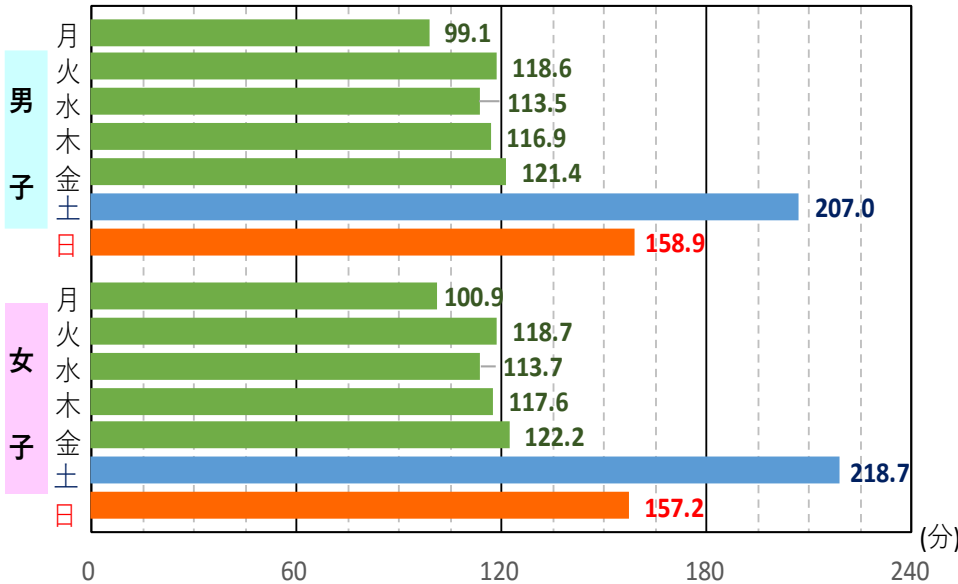


(出典) スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

# 中学校部活動の活動状況

- 中学校の1週間の活動時間は、平日で2時間程度、休日で3時間前後。
- 1週間に休養日を設けていない中学校の割合は22.4%。また、1ヶ月間に土日に休養日を設けていない中学校の割合は42.6%。

曜日別運動部活動実施時間（中学2年）

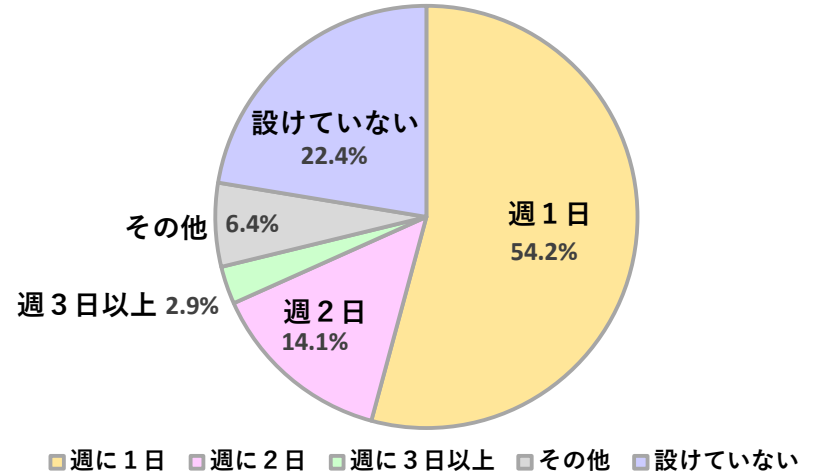


男子	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	99.1	118.6	113.5	116.9	121.4	207.0	158.9	113.9	182.9
公立平均	100.5	120.8	115.4	119.2	123.6	210.7	162.6	115.8	186.5
私立平均	73.9	76.6	79.3	74.1	80.1	135.8	94.2	76.8	115.0
国立平均	80.9	87.9	74.7	85.1	92.9	162.1	77.7	84.3	119.9

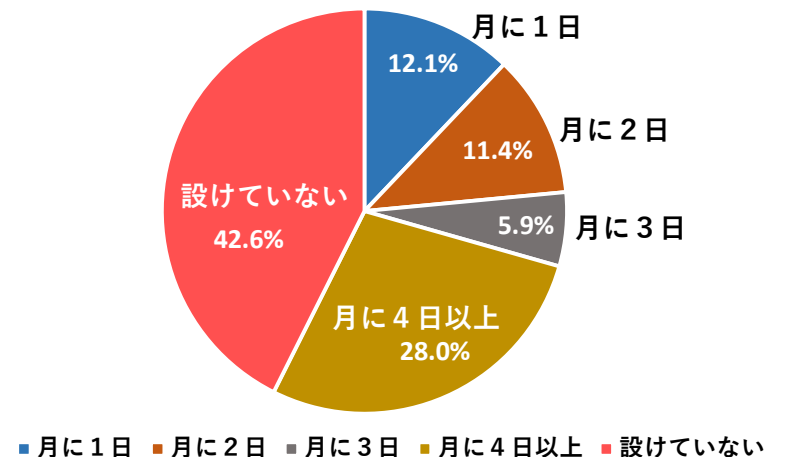
女子	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	100.9	118.7	113.7	117.6	122.2	218.7	157.2	114.6	187.9
公立平均	102.2	121.1	115.7	119.9	124.4	222.6	161.5	116.6	192.0
私立平均	74.4	72.8	76.6	73.3	78.1	143.5	80.6	75.1	112.1
国立平均	78.5	78.3	71.6	81.8	88.3	150.1	51.3	79.7	100.7

(出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

部活動の休養日を設定している学校の割合



土日の休養日を設定している学校の割合

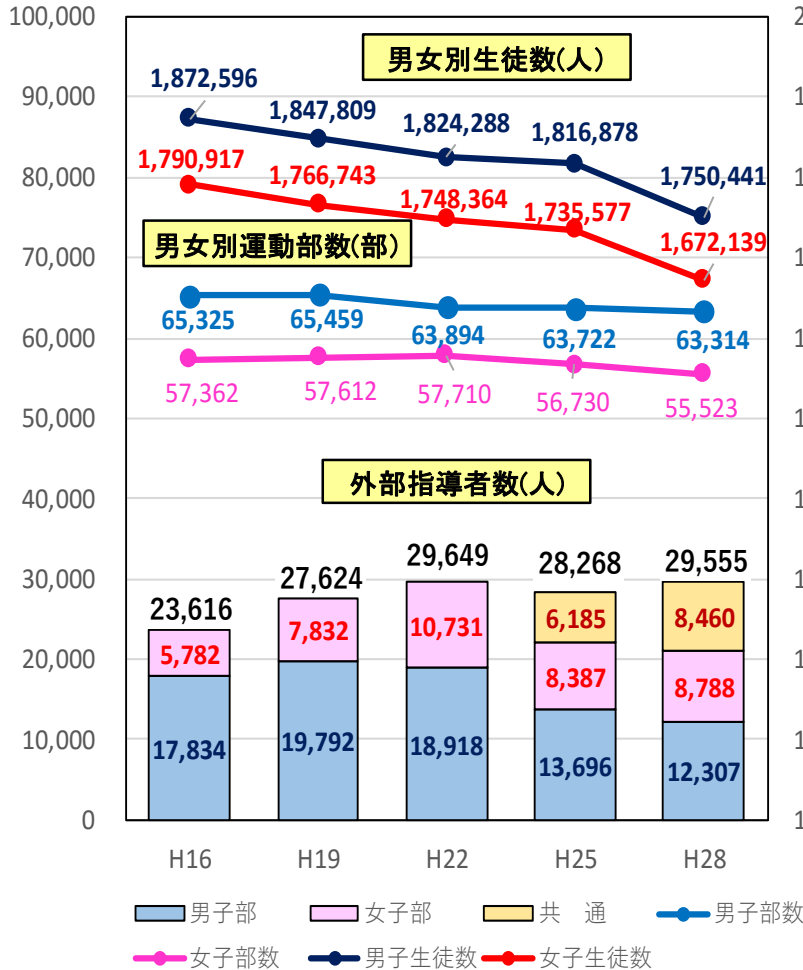


# 運動部活動における外部人材の活用状況

- 平成27年度に運動部活動の外部指導者を活用した中学校の割合は約74%。  
(出典) スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
- 運動部の数に占める外部指導者の割合は、中学校で約25%、高等学校で約11%。

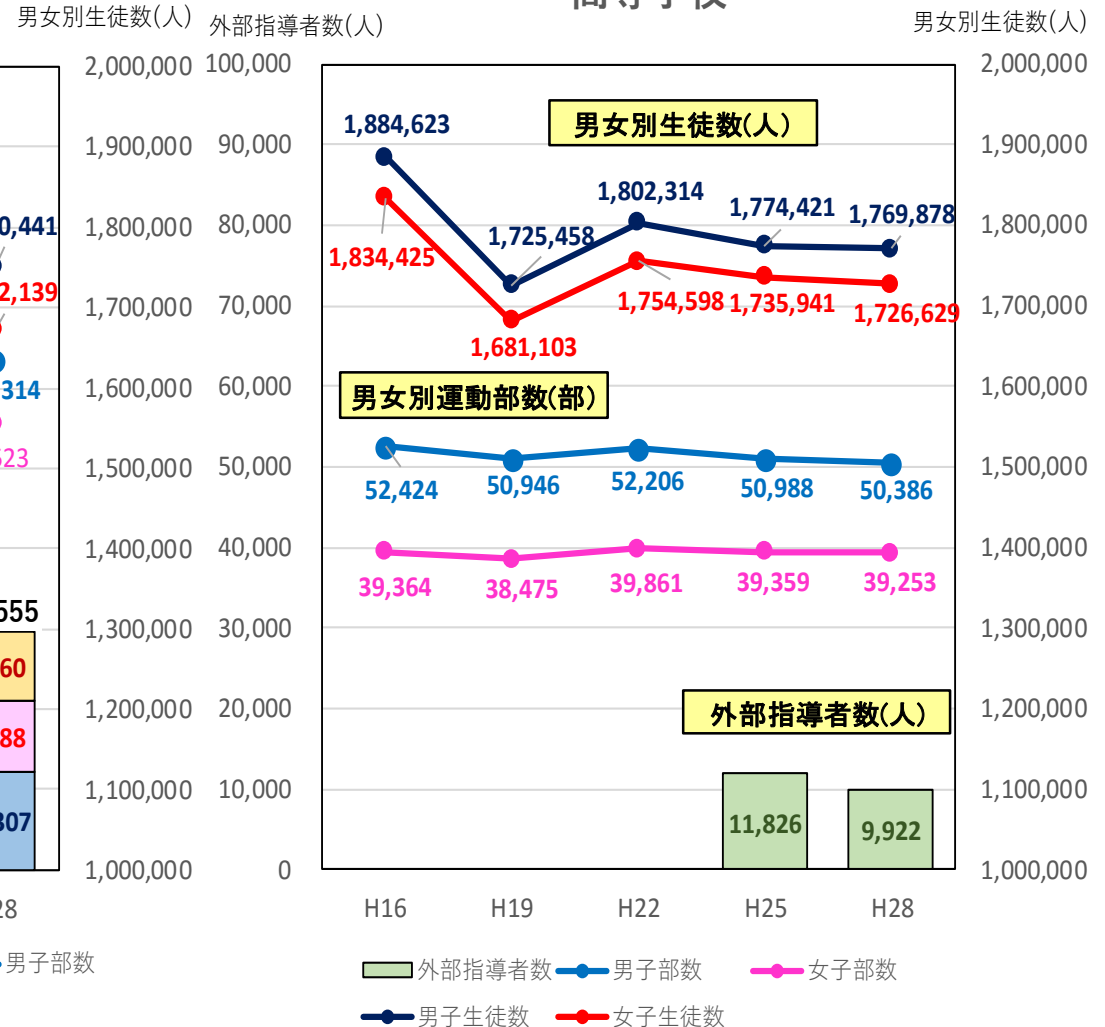
男女別部数(部)  
外部指導者数(人)

## 中学校



男女別部数(部)  
外部指導者数(人)

## 高等学校

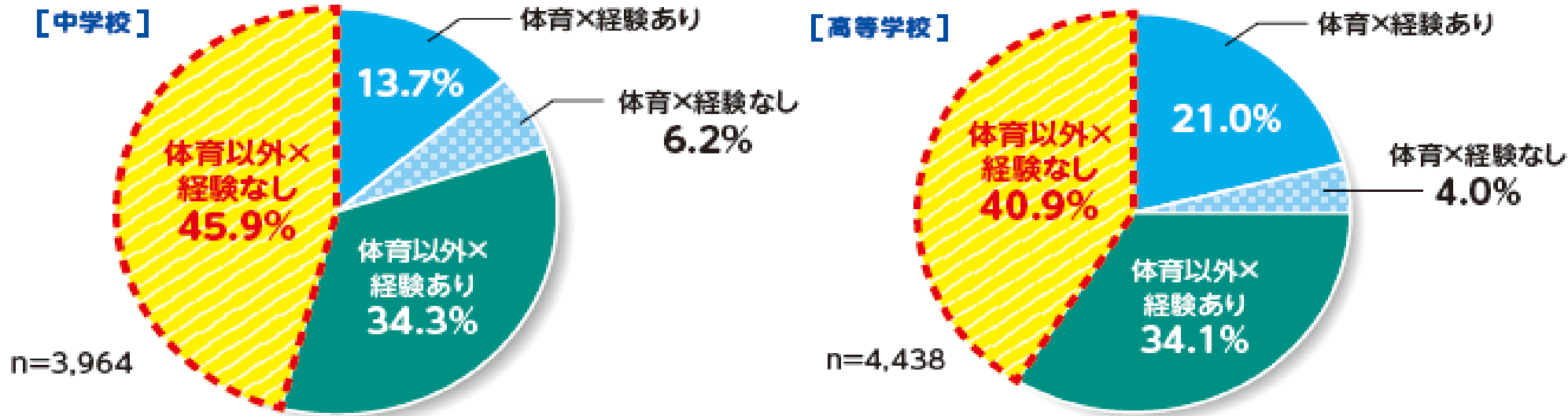


# 運動部活動を担当する教員の競技経験

- 担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない教員の割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%。

## 担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- **体育×経験あり**: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育×経験なし**: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- **体育以外×経験あり**: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育以外×経験なし**: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



# 中学校教諭の部活動に係る勤務状況(1)

○ 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍。

## 中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平 日			休 日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
<b>全 体</b>	<b>11:00</b>	<b>11:32</b>	<b>+0:32</b>	<b>1:33</b>	<b>3:22</b>	<b>+1:49</b>
a 朝の業務	0:34	<b>0:37</b>	+0:03	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
b 授業	3:11	<b>3:26</b>	+0:15	0:00	<b>0:03</b>	+0:03
c 授業準備	1:11	<b>1:26</b>	+0:15	0:05	<b>0:13</b>	+0:08
d 学習指導	0:05	<b>0:09</b>	+0:04	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
e 成績処理	0:25	<b>0:38</b>	+0:13	0:03	<b>0:13</b>	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	<b>1:02</b>	-0:04	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	<b>0:18</b>	-0:04	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
<b>h 部活動・クラブ活動</b>	<b>0:34</b>	<b>0:41</b>	<b>+0:07</b>	<b>1:06</b>	<b>2:10</b>	<b>+1:04</b>
i 児童会・生徒会指導	0:06	<b>0:06</b>	±0:00	0:00	<b>0:00</b>	±0:00
j 学校行事	0:53	<b>0:27</b>	-0:26	0:02	<b>0:12</b>	+0:10
k 学年・学級経営	0:27	<b>0:38</b>	+0:11	0:01	<b>0:04</b>	+0:03
l 学校経営	0:18	<b>0:21</b>	+0:03	0:01	<b>0:03</b>	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	<b>0:25</b>	-0:04	0:00	<b>0:00</b>	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	<b>0:19</b>	±0:00	0:02	<b>0:02</b>	±0:00
o 校内研修	0:04	<b>0:06</b>	+0:02	0:00	<b>0:00</b>	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	<b>0:10</b>	±0:00	0:02	<b>0:03</b>	+0:01
q 地域対応	0:01	<b>0:01</b>	±0:00	0:01	<b>0:01</b>	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	<b>0:01</b>	±0:00	0:00	<b>0:00</b>	±0:00
s 校務としての研修	0:11	<b>0:12</b>	+0:01	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	<b>0:07</b>	-0:01	0:00	<b>0:01</b>	+0:01
u その他の校務	0:17	<b>0:09</b>	-0:08	0:03	<b>0:04</b>	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

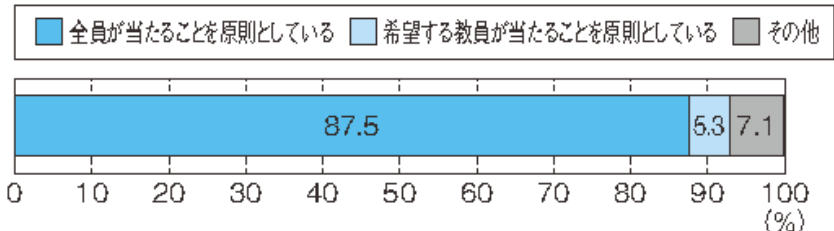
※平成18年度は、第5期(H18.10.23～11.19)の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータと比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）

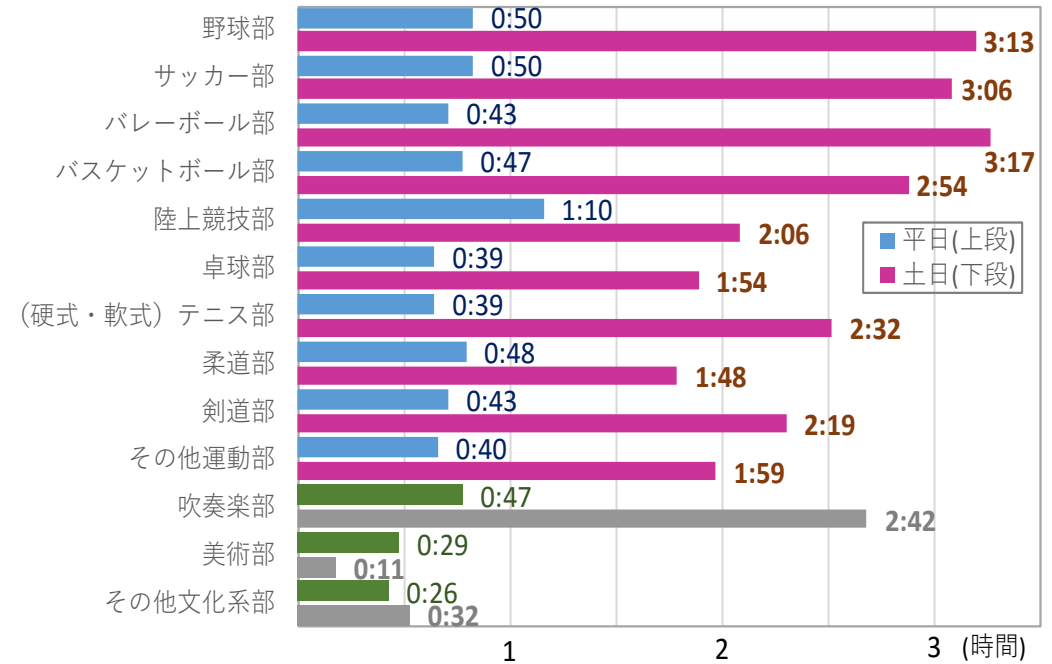
# 中学校教諭の部活動に係る勤務状況(2)

- 中学校では、教員全員が部活動の顧問に当たることを原則としている学校の割合が87.5%。
- 中学校教員の1週間における学内勤務時間は、部活動の活動日数が多いほど長い。

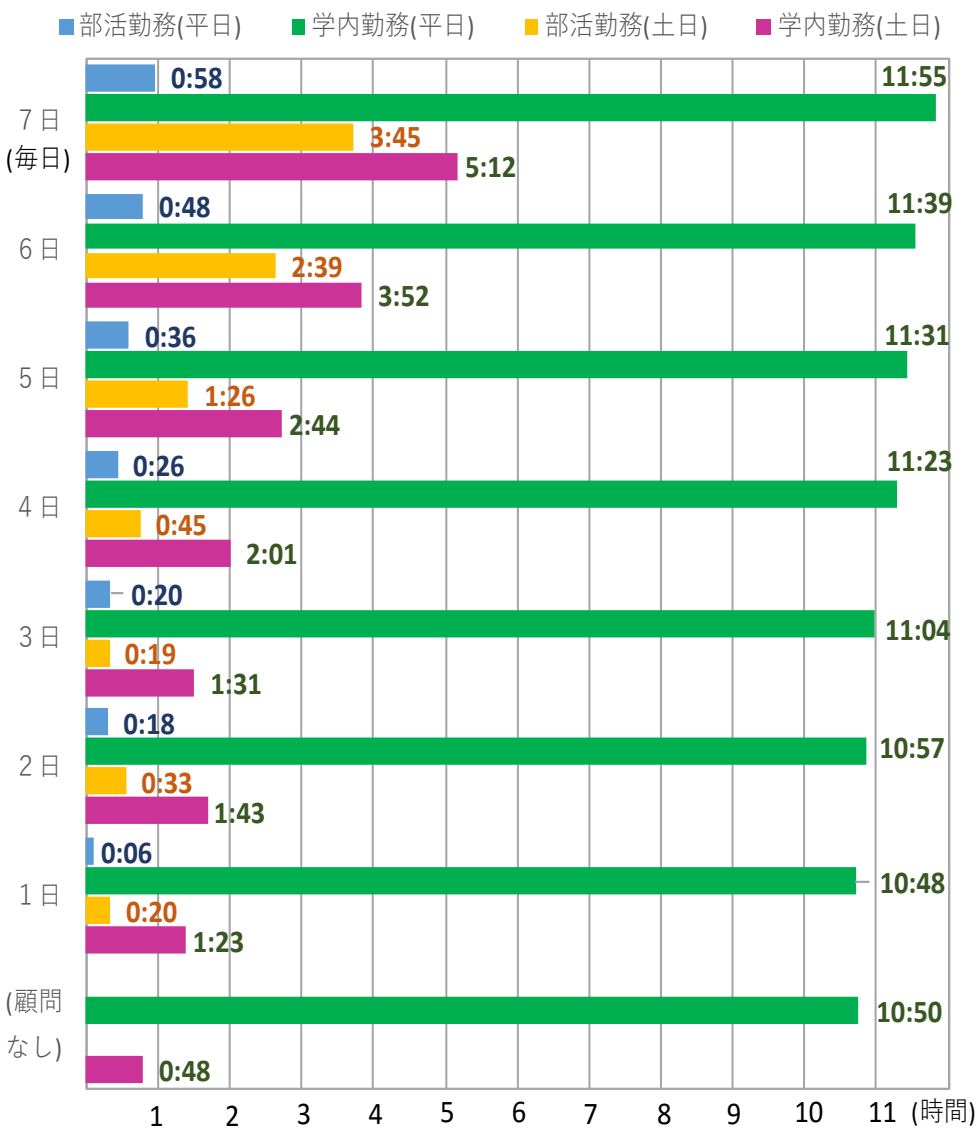
**部活動顧問の配置状況**  
 (出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」



## 部活動種類別 週1日当たりの部活動勤務時間



## 部活動勤務日数別 週1日当たりの勤務時間



※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。  
 ※「教諭」について、主幹教諭・指導教諭を含む。

(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」を基にスポーツ庁において作成



# 学習評価の種類

## 目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年指導要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。

## 集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

## 個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「特別の教科道徳」の評価において示される。

## 観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

## 総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年通知から、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

# 学習評価に関する規定等

## ○学校教育法施行規則(抄)

**第二十四条** 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

**第五十七条** 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

## ○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日 文部科学省告示

### 第3 教育課程の実施と学習評価

#### 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

## ○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年6月21日公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。